

---

## 研究ノート

---

# 中国における医療損害責任訴訟に関する 司法解釈

宇田川 幸 則  
張 瑞 輝

2017年3月27日、中国の最高人民法院裁判委員会は医療損害責任事件の審理に関する司法解釈「医療損害責任紛争事件の審理において適用される法律に関する若干の問題の解釈 [關於審理医療損害責任糾紛案件適用法律若干問題的解釋] ([ ]) は原語をそのまま表記することを示す。以下同様)」(法釈〔2017〕20号)を制定し、同年12月14日より施行された(以下、解釈という)。

周知のとおり、2009年12月26日公布、2010年7月1日施行の中華人民共和国不法行為責任法〔侵權責任法〕(以下、責任法)では、1章を割いて医療損害責任についての規定を設けた(第7章・第54～64条)。解釈は、責任法におけるこれら規定をより具体化し、補足するものであり、中国の法学界、司法実務界でも大きな関心が寄せられている。

本稿では、まず解釈の内容のうち重要と思われる点について検討し、ついで解釈全文の日本語訳を行う。なお、各条文の詳細な検討については、稿をあらためて行う予定である。

## 1 解釈の適用範囲

解釈は、医療損害責任紛争事件に適用される(1条)。すなわち、患者が診療活動中において人身上又は財産上に損害を受け、医療機関が不法行為責任を負担するよう請求する事件である(1条1項、責任法54条)。責任法では医療機関の責任と医療製品の製造者、販売者又は血液の提供機関の責任とが区別されていたが、解釈ではこれらが一本化された。医療サー

ビス契約により発生した紛争には契約法 [合同法]<sup>1)</sup> が適用され、解釈は適用されない (解釈1条3項)。もっとも、不法行為責任であれ契約責任であれ、いずれも訴訟時効は3年であるので (民法総則<sup>2)</sup> 188条)、請求期間の違いによるメリットは、中国法では存在しない。

医療損害責任に類似する概念として医療事故責任がある。かつては医療事故責任と医療損害責任紛争事件とは明確に区別されていなかったところ、2002年9月1日施行の医療事故処理条例で、医療機関及びその医療従事者が医療活動において、医療衛生管理に関する法令等に違反し、患者に人身上の損害を加えた事故を医療事故と規定されたことにより (2条)、医療事故責任とはその事故に対して医療機関が負う行政法上の責任を指すと解されるようになった。しかし、同条例にも患者の損害に対する賠償規定が置かれていることから、その後も医療事故責任と医療損害責任とが混同されることがしばしばであったが、責任法で医療損害責任が定義され、また解釈でもこれが敷衍されたことから、今後は両者が混同される可能性が低くなるものと考えられる。

なお、責任法施行後も、美容整形にかかる事故責任が医療損害責任に含まれるか否かが議論となっていた。これは、美容施術が医療機関だけでなく一般の美容機関でも行われていることに起因するようである<sup>3)</sup>。そこで、解釈1条2項では、医療美容、すなわち手術、薬物、医療器具及びその他の創傷性又は侵入性の医学的な技術や方法で人の容貌及び人体の器官の形状を修復し再生することを指すが (医療機構管理条例実施細則88条3項、医療美容服務管理弁法2条)、これを広義の診療活動に含まれると解することによって、解釈の適用範囲とした。従って、医療機関としての資格を有しない機関における美容施術など、医療美容に含まれない美容整形によって発生した事件については、不法行為責任にかかる一般条項である責任法6条1項に基づいて判断されることとなる。

---

1) 1999年3月15日公布、同年10月1日施行。

2) 2017年3月15日公布、同年10月1日施行。

3) 楊立新主編『最高人民法院關於審理醫療損害責任糾紛案件司法解釋理解運用與案例解讀』(中国法制出版社、2018年) 58～59頁。

## 2 賠償の責任主体

責任法 54 条でも規定するように、医療機関またはその医療従事者の医療損害責任が認定された場合、賠償義務を負うのは医療機関である。医療従事者個人が賠償義務を負うことはない。医療機関が賠償した後、医療従事者個人に求償することができるか否かについては、責任法にも解釈にも明文の規定は存在しないが、最高人民法院の研究グループの見解によれば、故意又は重過失が医療従事者個人に存在する場合には医療機関は求償することができるとする<sup>4)</sup>。

同一の傷病について複数の医療機関で受診した結果患者が損害を受けた場合、患者は全ての医療機関を訴えることもできるし、一部の医療機関を訴えることもできる（2 条 1 項）。医療機器が原因の場合も同様である（3 条 1 項）。これは責任法 13 条および民法総則 178 条の規定と平仄をあわせた結果であり、患者本人に固有の権利であると解されている<sup>5)</sup>。なお、いずれの場合も必要な場合は人民法院が職権で訴訟参加者〔第三人〕を追加できるとされているが（解釈 2 条 2 項、3 条 2 項）、これも民訴法 56 条に同様の規定がある。

中国民訴法 56 条に規定される〔第三人〕は、(1) 訴訟に参加した〔第三人〕と (2) 訴訟に参加しなかった〔第三人〕の二つに分類されている（同条 3 項）。さらに、(1) は、㊶ 独立的請求権のある〔第三人〕（同条 1 項）と㊷ 独立的請求権のない〔第三人〕（同条 2 項）に分類され、㊸ はさらに、補助型〔第三人〕と被告型〔第三人〕に分類される<sup>6)</sup>。また、〔利害関係人〕（225 条）及び〔案外人〕（227 条）といった〔第三人〕に類似する用語も存在する<sup>7)</sup>。このうち、本条にいう〔第三人〕は上述の (1) に該当する。〔第三人〕の定訳は第三者であるが<sup>8)</sup>、日本の民事訴訟法における第三者とは

4) 最高人民法院侵權責任法研究小組編著『中華人民共和國侵權責任法條文理解與適用〔第二版〕』（人民法院出版社、2016 年）390 頁。

5) 楊立新「最高人民法院關於審理醫療損害責任糾紛案件適用法律若干問題的解釋條文評析」『法律適用』2018 年 1 期 40 頁。

6) 張衛平「中国第三人撤銷之訴的制度構成與適用」『中外法学』2013 年 1 期 177 頁。

7) 張衛平＝任重「案外第三人權益程序保障體系研究」『法律科学』2014 年 6 期 133 頁。任重「論虛假訴訟：兼評我國第三人撤銷訴訟實踐」『中国法学』2014 年 6 期 242 頁。

8) たとえば、高見澤磨＝鈴木賢＝宇田川幸則『現代中国法入門〔第七版〕』（有斐閣、2016 年）234 頁。

訴訟に参加する以前の者を指すことから、本稿では、補助参加人（日本民訴法 42 条～ 46 条）、独立当事者参加人（47 条～ 48 条）、共同訴訟参加人（52 条）を含む概念である訴訟参加人を訳語に充てた。

### 3 証明責任

責任法定化時にもっとも議論となった論点のひとつが証明責任をどのように規定するかであった。詳細は他稿に譲るが<sup>9)</sup>、医療過誤訴訟における患者側の証明責任の負担軽減を目的として、2002 年 4 月 1 日施行の最高人民法院「民事訴訟の証拠に関する規定」<sup>10)</sup>（以下、証拠規定とする）4 条 1 項 8 号は医療機関・医療従事者が証明責任を負うことを明文で規定した。中国の学界の大勢は、これを証明責任の転換であると評価していた<sup>11)</sup>。その後、2010 年施行の責任法では、草案段階で激しい議論があったようであるが、結局は過失の推定（58 条 1 項）やいわゆる医療水準論（57 条）が導入されたものの、証拠規定でいったんは実現した証明責任の転換からは大きく後退した感が否めない。また、証拠規定が責任法施行後も有効であることから、両者の関係が不明なままであった。

解釈では、患者サイドは当該医療機関で受診したことで損害を受けたことについて証拠を提出すればよく（4 条 1 項）、医療機関や医療従事者に故意または過失があったことやそれと損害との因果関係について、証拠が提出できない場合や自らが証明し得ない場合には人民法院に鑑定を申請を行えばよい（同条 2 項）。また、責任法 60 条 1 項<sup>12)</sup>に列記される医療機関

9) 張瑞輝「医療過誤訴訟における過失の証明と認定：日中の比較法的考察に基づく中国法の新たな解釈論の展開（1）～（5・完）」名古屋大学法政論集 252、256、257、259、271 号（2013～2017 年）、とくに（1）84～86 頁参照。

10) 最高人民法院關於民事訴訟証拠的若干規定（法釈（2001）33 号）。2001 年 12 月 16 日採択・公布。

11) たとえば、単国軍「民事挙証責任倒置研究」『法律適用』2002 年 2 期 19～24 頁、湯維建「論民事訴訟中の挙証責任倒置」『法律適用』2002 年 6 期 4～11 頁、王利明「論挙証責任倒置的若干問題」『広東社会科学』2003 年 1 期 150～158 頁。

12) 責任法第六十条 患者に損害が生じたとき、以下の状況のいずれかにあてはまる場合には、医療機関は賠償責任を負わなくてよい。

- （一）患者またはその近親者が、医療機関が診療規範に沿った診療を行うことに対して非協力的であった場合。
- （二）医療従事者が危篤状態の患者の救助等の緊急事態において合理的な診療義務をすでに十分に果たしていた場合。
- （三）その時の医療水準の限界により、診療が困難であった場合。

が免責される要件に該当する場合には、医療機関サイドがこれを証明しなければならない（同条3項）。このように、解釈においては、証拠規定のような全面的な証明責任の転換でもなく、また責任法の過失の推定でもないかたちが採用されたといえる。もっとも、この規定によって医療機関サイドの故意または過失や損害との間の因果関係を立証できないことをもって患者側が敗訴するリスクがなくなったことから、実質的には患者サイドの証明責任の軽減策であると評価することができよう。

#### 4 鑑定

日本の裁判実務では、証拠はあくまで裁判所が心証を形成する際のひとつの材料に過ぎない。他方、中国の民事訴訟では、人民法院は鑑定意見に全面的に依拠している。これは、医療損害責任訴訟に限定されない。責任法では鑑定に関する規定がおかれていなかったところ、解釈8～15条で比較的詳細な規定が設けられた。もっとも、内容からすると、中国民法法および最高人民法院「中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する解釈」<sup>13)</sup>の関連する規定と重複するところが多い。

その中で注目される点としては、鑑定事項が具体的に示されたこと（11条2項各号）、ならびに鑑定意見に診療行為又は医療製品などが患者に損害を加えた寄与度〔原因力〕の割合を明記させること（12条）が挙げられる。前者は、裁判実務であまりにも内容が簡単に過ぎたり、必要とされる事項について鑑定が行われていなかったりするケースがしばしば発生することに鑑みた措置であるとの指摘がある<sup>14)</sup>。また、寄与度については、解釈12条では医療機関サイドに（1）すべての原因、（2）主要な原因、（3）同等な原因、（4）副次的な原因、（5）軽微な原因のいずれかが存在するか、又は（6）患者の損害と因果関係がないとの6つの区分で判断すると規定するが、実務上はこれらに対応する具体的な割合が存在するようである。

---

前項第一号の状況において、医療機関及びその医療従事者にも過失があった場合、相応する賠償責任を負わなければならない。

13) 最高人民法院關於適用中華人民共和國民事訴訟法的解釋（法積〔2015〕5号）、2014年12月18日公布、2015年2月4日施行。

14) 沈德詠＝杜万華（編）『最高人民法院医療損害責任司法解釋理解與適用』（人民法院出版社、2018年）214頁。

例えば広東省の裁判実務では、寄与度の割合が91%～100%である場合をすべての原因、61%～90%である場合には主要な原因、41%～60%である場合には同等な原因、21%～40%である場合には副次的原因、1%～20%である場合には軽微な原因、0である場合には患者の損害と因果関係がないと、それぞれ認定している<sup>15)</sup>。

## 5 懲罰的損害賠償

これまで消費者権利利益保護法<sup>16)</sup> 55条2項および責任法47条で懲罰的損害賠償についての規定が設けられていたが、医療損害責任事件に関する法令には規定が存在しない。責任法47条は製造物責任に関する第5章に配置され、「製品に欠陥が存在することを明らかに知りながらなお製造及び販売を行ったことにより、他人を死亡させるか、またはその健康に重大な損害をもたらした場合、被権利侵害者は相応する懲罰的賠償を請求する権利を有する」とあることから、医療機器や医薬品、血液に瑕疵が存在する場合に懲罰的損害賠償を請求することは可能であった。解釈23条の意義は責任法47条には規定されていない懲罰的損害賠償の額の範囲が規定されたことにある。2倍以下という範囲は、解釈の起草・審議段階で消費者権利利益保護法55条2項が参考にされた結果である<sup>17)</sup>。

## 6 慰謝料 [精神損害賠償]

中国法にいう精神損害賠償が日本法にいう慰謝料に相当する<sup>18)</sup>。生命健康権侵害に対する精神損害賠償は、中華人民共和国建国後長きにわたって法令上は認められてこなかったが、2001年の最高人民法院の精神損害賠

---

15) 「広東省高級人民法院関与人民法院委託医療損害鑑定若干問題的意見(試行)」北大法宝 CL13.609096。また学説上の議論状況については、沈徳詠=杜万華・前掲註(14) 224～237頁、楊立新・前掲註(5) 45頁を参照。

16) 1993年10月31日公布、2013年10月25日改正法公布、2014年3月15日改正法施行

17) 沈徳詠=杜万華・前掲註(14) 396頁。

18) 宇田川幸則「中国における精神損害に対する金銭賠償をめぐる法と実務(一)～(三・完)」北大法学論集47巻4号～5号、48巻2号(1996～1997年)

償に関する司法解釈<sup>19)</sup>でこれが肯定されて以降、広く認められるようになった<sup>20)</sup>。責任法 22 条でもこれを肯定したが、「重大な精神上の損害をもたらした場合」と規定されたため、そのような場合に限りて請求できると解されている。

解釈には精神損害賠償についての規定が存在しない。解釈 25 条は患者の死亡という重大な結果が惹起された場合の規定であることから、同条にいう「患者の医療費、葬儀費用などの合理的な費用」に精神損害が含まれるか否かが問題となる。最高人民法院の手によるコンメンタールでは、精神損害賠償を排除するものではないとされるが<sup>21)</sup>、医療機関及びその医療従事者の主観、被権利侵害者の損傷の状態や被った精神的苦痛の状況などを総合して判断するとされていることから、今後の裁判実務の蓄積を待ちたい。

## 7 インフォームドコンセント・知る権利

慰謝料にも関連する問題として、インフォームドコンセント・知る権利がある。責任法 55 条 1 項は、「医療従事者は診療活動中において患者に対して病状及び医療措置について説明しなければならない。手術、特殊検査、特殊治療の実施が必要な場合、医療従事者は速やかに患者に医療リスク、代替の治療法等の状況について説明し、かつ書面による同意を得なければならない。患者に対して説明すべきではない場合は、患者の近親者に対して説明を行い、かつ書面による同意を得なければならない」と規定し、同条 2 項は「医療従事者が前項の義務を十分に果たさず、患者に損害を与えた場合、医療機関が賠償責任を負う」と規定する。解釈 17 条は、医療従事者が責任法 55 条 1 項に規定する義務に違反したものの、患者に人身上の損害を加えていない場合には、損害賠償義務を負わないとする。医療従事者がインフォームドコンセントを行わなかったり患者の知る権利を侵害

---

19) 最高人民法院關於確定民事侵權精神損害賠償責任若干問題的解釋（法釈〔2001〕7号）、2001年2月26日採択・公布、同年3月10日施行。邦訳は宇田川幸則「中国最高人民法院の精神損害賠償および人身損害賠償に関する二つの司法解釈」名古屋大学法政論集 237号1～17頁（2010年）を参照されたい。

20) 高見澤＝鈴木＝宇田川・前掲註（8）123頁。

21) 沈徳詠＝杜万華・前掲註（14）423～424頁。



したりして、かつ患者の人身上に損害を加えていない場合の損害とは、精神損害しかないであろう。先に指摘したように、責任法 22 条は「重大な精神上の損害をもたらした場合」に限定して被権利侵害者からの精神損害賠償を認容する趣旨であることから、解釈 17 条は、医療従事者が単にインフォームドコンセントを行わなかったり患者の知る権利を侵害したりした場合の、患者サイドからの精神損害賠償の請求を遮断するための規定であると考えられる。

## 【司法解釈全訳】

最高人民法院「医療損害責任紛争事件の審理において適用される法律に関する若干問題の解釈」（法釈〔2017〕20号）

（2017年3月27日最高人民法院審判委員会第1713回会議採択、同年12月13日公布、同年12月14日施行）

医療損害責任紛争事件を正確に審理し、法に基づき当事者の正当な権利利益を維持し擁護し、調和のとれた医師側と患者側の関係の構築を推進し、衛生健康事業の発展を促進するため、中華人民共和国不法行為責任法、中華人民共和国民事訴訟法などの法律の規定に基づき、裁判の実践と照らし合わせて、本解釈を制定する。

第一条 患者が診療活動中において人身上又は財産上に損害を受けたことを理由として医療機関、医療製品の製造者、販売者又は血液の提供機関が不法行為責任を負担することを請求する事件は、本解釈を適用する。

患者が美容医療機関又は医療美容科を設置する医療機関の実施した医療美容活動中において人身上又は財産上に損害を受けたことを理由に提起した不法行為責任訴訟の事件は、本解釈を適用する。

当事者が提起した医療サービス契約責任訴訟の事件は、本解釈を適用しない。

第二条 患者が同一の傷病により複数の医療機関において診療を受けて損害を受け、診療を行った医療機関の一部又は全部に対して訴えを提起する



ときは、〔人民法院は〕<sup>22)</sup> 受理しなければならない。

患者が診療を行った医療機関の一部に対して訴えを提起した後、当事者が法に基づきその他の診療を行った医療機関を共同被告又は訴訟参加人〔第三人〕として追加することを申し立てるときは、〔人民法院は〕許可しなければならない。必要な場合、人民法院は法に基づき関係する当事者を訴訟参加に追加することができる。

第三条 患者が欠陥のある医療製品によって損害を受け、医療製品の製造者、販売者及び医療機関の一部又は全部に対して訴えを提起したときは、〔人民法院は〕受理しなければならない。

患者が医療製品の製造者、販売者、医療機関のうちの一部の主体のみに対して訴えを提起し、当事者が法に基づきその他の主体を共同被告又は訴訟参加人〔第三人〕として追加することを申し立てるときは、〔人民法院は〕許可しなければならない。必要な場合、人民法院は法に基づき関係当事者を訴訟参加に追加することができる。

患者が基準に達しない血液の輸血によって損害を受け不法行為責任訴訟を提起したときは、〔人民法院は〕前二項の規定を参照して適用する。

第四条 患者が不法行為責任法第五十四条の規定に基づき医療機関が賠償責任を負担すると主張するときは、当該医療機関において診療を受けたこと、損害を受けたことの証拠を提出しなければならない。

患者が医療機関及びその医療従事者に故意・過失があること、診療行為と損害との間に因果関係があることの証拠を提出することができず、法に基づき医療損害鑑定を申し立てるときは、人民法院は許可しなければならない。

医療機関が責任を負担しないと主張するときは、不法行為責任法第六十条第一項に規定する事由などの抗弁事由について挙証証明責任を負担しなければならない。

第五条 患者が不法行為責任法第五十五条の規定に基づき医療機関が賠償責任を負担すると主張するときは、前条第一項の規定に基づき証拠を提出しなければならない。

手術、特殊な検査、特殊な治療<sup>23)</sup>を実施する場合、医療機関は説明義務

---

22) [ ] は訳者による補足であることを示す。以下同様。

23) [医療機構管理条例実施細則] 88 条によれば、特殊な検査・特殊な治療とは、

を負うとともに患者又は患者の近親者の書面による同意を得なければならないが、不法行為責任法第五十六条の規定に該当する場合を除く。医療機関が患者又は患者の近親者の書面による同意の証拠を提出したときは、人民法院は医療機関が説明義務を果たしたと認定することができるが、患者が反証に足りる反対証拠を有する場合を除く。

第六条 不法行為責任法第五十八条に定める診療記録には、医療機関が保管する外来診療カルテ、入院日誌、体温記録カード、医師の指示書、検査報告書、医学造影検査記録、特殊検査（治療）同意書、手術同意書、手術及び麻酔記録、病理記録、看護記録、診療費用〔記録〕、退院記録及び國務院衛生行政管理部門の規定するその他の診療記録が含まれる。

患者が法に基づき人民法院に対して医療機関がその保管する紛争と関連のある診療記録などを提出させるよう申し立て、医療機関が人民法院の定めた期間内に提出しなかったときは、人民法院は不法行為責任法第五十八条第二項の規定に基づき医療機関に故意・過失があるものと推定することができるが、不可抗力などの客観的な原因により提出することができなかった場合を除く。

第七条 患者が不法行為責任法第五十九条の規定に基づき賠償を請求するときは、医療製品を使用したこと又は輸血したこと、損害を受けたことの証拠を提出しなければならない。

患者が、医療製品を使用したこと又は輸血したことと損害との間に因果関係があることの証拠を提出することができず、法に基づき鑑定を申し立てるときは、人民法院は許可しなければならない。

医療機関、医療製品の製造者、販売者又は血液の提供機関が責任を負担しないと主張するときは、医療製品に欠陥がないこと又は血液が基準に達していることなどの抗弁事由について挙証証明責任を負担しなければならない。

第八条 当事者が法に基づき医療損害責任紛争における専門的問題について鑑定を申し立てるときは、人民法院は許可しなければならない。

当事者は鑑定の申立てをしていないが、人民法院が前項に定める専門的

---

一定の危険性を有する検査及び治療、患者に特殊な体質があるまたは危篤の状態にある場合検査及び治療、または患者に比較的多額の経済的負担を負わせる検査及び治療を指す。

問題について鑑定を行う必要があると認めるときは、職権により鑑定を依頼しなければならない。

第九条 当事者が医療損害鑑定を申し立てるときは、当事者双方の協議により鑑定人を確定する。

鑑定人について当事者が意見の一致を見ない場合、人民法院が鑑定人を確定する方法を提案し、当事者が同意するときは、その方法に従い確定する。当事者が同意しないときは、人民法院が指定する。

鑑定人は相応する鑑定能力を備え、[鑑定請求]に相応しい専門家の中から確定<sup>24)</sup>されなければならない。

第十条 医療損害鑑定を依頼したときは、当事者は要求に応じて真実、完全、十分な鑑定資料を提出しなければならない。提出された鑑定資料が要求を満たさなかったときは、人民法院は当事者が相応する資料に交換又は補充するよう通知しなければならない。

鑑定を依頼するまでに、人民法院は当事者を招集して鑑定資料について証拠調べ[質証]を行わなければならない。

第十一条 鑑定依頼書は、鑑定事項及び[鑑定要求]が明記されていなければならない。鑑定人は依頼された鑑定の事項と請求に従い鑑定を行わなければならない。

以下の専門的問題は、医療損害鑑定を申し立てる際の鑑定事項とすることができる。

- (一) 行った診療行為に故意・過失が存在したか否か。
- (二) 診療行為と損害の結果との間に因果関係が存在したか否か、及び寄与度[原因力]の割合。
- (三) 医療機関が説明義務、及び患者又は患者の近親者の書面による同意を得る義務を果たしたか否か
- (四) 医療製品に欠陥が存在したか否か、当該欠陥と損害の結果との間に因果関係が存在したか否か、及び寄与度[原因力]の割合
- (五) 患者の損傷・障害の程度
- (六) 患者の要看護期間、要休養期間、要栄養補足期間
- (七) その他の専門的問題

---

24) 当事者が鑑定人を指定する場合を確定といい、人民法院が鑑定人を指定する場合を指定という（中国民訴法 76 条）。

〔鑑定要求〕には鑑定人の資格、鑑定人の構成、鑑定手続、鑑定意見、鑑定期間などが含まれる。

第十二条 鑑定意見は患者に損害を至らせたすべての原因、主要な原因、同等な原因、副次的な原因、軽微な原因又は患者の損害と因果関係がないとの区分にしたがって、診療行為又は医療製品などが患者に損害を加えた寄与度〔原因力〕の割合を記述することができる。

第十三条 鑑定意見は当事者との証拠調べ〔質証〕を経なければならない。

当事者が鑑定人の出廷・証言を申し立て、人民法院の審査によって許可を得たとき、又は鑑定人が出廷する必要があると人民法院が認めるときは、〔人民法院は〕鑑定人に出廷・証言を通知しなければならない。鑑定人が書面による説明、音声映像中継技術による中継又は音声映像記録などの方式により証言を行うことを当事者双方が同意したときは、〔人民法院は〕許可することができる。

鑑定人が健康上の理由、自然災害などの不可抗力又はその他の正当な理由によって期日に出廷することができないときは、〔人民法院は〕開廷を延期することができる。人民法院の許可を得たときは、書面による説明、音声映像技術による中継又は音声映像記録などの方式により証言を行うこともできる。

前項に定める理由がなく、鑑定人が出廷・証言を拒絶し、かつ当事者が鑑定意見を承認しないときは、〔人民法院は〕当該鑑定意見を採用〔採信〕しない。

第十四条 当事者が一名ないし二名の<sup>25)</sup>医学専門知識を有する者に出廷を通知し、鑑定意見又は事件に関するその他の専門的問題について意見を述べるよう申し立て、人民法院が許可をしたときは、〔人民法院は〕医学専門知識を有する者に出廷を通知しなければならない。

前項に定める医学専門知識を有する者が提出する意見は、当事者の陳述とみなし、証拠調べ〔質証〕を経て事件における事実認定の根拠とすることができる。

---

25) 中国民訴法上では「専門的知識の有する者」についての人数の制限が設けられていない(79条)。他方、最高人民法院「中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する解釈」122条1項は「当事者は、民事訴訟法79条に基づき、挙証期限満了前に1ないし2名の専門知識を有する者が出廷し、当事者を代表して鑑定意見について質問し、又は事件の事実に関する専門的問題について意見を述べるよう申し立てることができる」と規定し、人数に制限を設けた。本解釈はこの流れに沿ったものであると考えられる。

第十五条 当事者が自ら依頼した鑑定人によって作成された医療損害鑑定意見は、その他の当事者が承認したときは、〔人民法院は〕採用〔採信〕することができる。

当事者が共同して依頼した鑑定人によって作成された医療損害鑑定意見は、一方の当事者が承認しなかったときは、明確な異議の内容と理由を提出しなければならない。審査によって、異議の成立に足る証拠があるときは、〔人民法院は〕当該鑑定意見を採用〔採信〕しない。異議が成立しないときは、〔人民法院は当該鑑定意見を〕採用〔採信〕しなければならない。

第十六条 医療機関及びその医療従事者の故意・過失について、〔人民法院は〕法律、行政法規、規則及びその他の診療規範に関する規定に基づいて認定しなければならず、患者の病状の緊急度、患者の身体的特質、現地の医療水準、医療機関と医療従事者の資質などの要素を総合的に考慮することができる。

第十七条 医療従事者が不法行為責任法第五十五条第一項に定める義務に違反したが、患者に人身上の損害を加えていない場合、患者が医療機関に損害賠償責任の負担を請求するときは、〔人民法院は〕支持しない。

第十八条 危篤状態の患者を救助するなどの緊急事態により患者の意見を得ることができなかった場合、下記の状況のいずれかにあてはまるときは、不法行為責任法第五十六条に定める患者の近親者の意見を得ることができなかったと認定することができる。

- （一）近親者が不明である場合。
- （二）近親者と速やかに連絡が取れない場合。
- （三）近親者が意見を述べることを拒絶する場合。
- （四）近親者が意見を一致させることができない場合。
- （五）法律、法規に定めるその他の状況。

前項の状況にあつて、医療従事者が医療機関の責任者又は授權を受けた責任者の許可を経て直ちに相応する医療措置を実施し、それにより患者が医療機関に賠償責任の負担を請求するときは、〔人民法院は〕支持しない。医療機関及びその医療従事者が相応する医療措置の実施を懈怠したことによって損害が生じ、患者が医療機関に賠償責任の負担を請求するときは、〔人民法院は〕支持しなければならない。

第十九条 二つ以上の医療機関の診療行為によって患者に同一の損害が生じ、患者が医療機関に賠償責任の負担を請求するときは、異なる状況を区別し、不法行為責任法第八条、第十一条又は第十二条の規定に基づき、それぞれの医療機関が負担する賠償責任を確定しなければならない。

第二十条 医療機関が外部の医療従事者を招聘して患者に対して診療を行い、招聘された医療従事者の故意・過失によって患者に損害が生じたときは、招聘した医療機関が賠償責任を負担する。

第二十一条 医療製品の欠陥又は基準に達しない血液の輸血によって損害を受け、患者が医療機関、欠陥のある医療製品の製造者、販売者又は血液の提供機関に対して賠償責任の負担を請求するときは、〔人民法院は〕支持しなければならない。

医療機関が賠償責任を負担した後、欠陥のある医療製品の製造者、販売者又は血液の提供機関に求償するときは、〔人民法院は〕支持しなければならない。

医療機関の故意・過失によって医療製品に欠陥が生じ又は血液が基準に達しなくなった場合、医療製品の製造者、販売者又は血液の提供機関が賠償責任を負担した後に、医療機関に求償するときは、〔人民法院は〕支持しなければならない。

第二十二条 欠陥のある医療製品と医療機関の故意・過失のある診療行為が共同して患者に同一の損害を加え、患者が医療機関と医療製品の製造者又は販売者に対して連帯責任の負担を請求するときは、〔人民法院は〕支持しなければならない。

医療機関又は医療製品の製造者、販売者が賠償責任を負担した後、その他の責任主体に対して求償するときは、診療行為と欠陥のある医療製品が患者に損害を加えた寄与度〔原因力〕の割合に基づき相応の金額を確定しなければならない。

基準に達しない血液の輸血と医療機関の故意・過失のある診療行為が共同して患者に同一の損害を加えたときは、〔人民法院は〕前二項の規定を参照して適用する。

第二十三条 医療製品の製造者、販売者が医療製品に欠陥のあることを明らかに知りながらなお製造、販売したことにより、患者を死亡させたり又は健康に重大な損害を加えたりし、権利侵害された者が製造者、販売者に



対して損失の賠償及び二倍以下の懲罰的賠償を請求するときは、人民法院は支持しなければならない。

第二十四条 権利侵害された者が二つ以上の医療機関が賠償責任を負担する訴えを同時に提起した場合、人民法院の審理を経て、受訴法院所在地にある医療機関が法に基づき賠償責任を負担せず、その他の医療機関が賠償責任を負担するときは、障害賠償金、死亡賠償金の算定は、下記の状況に従ってそれぞれ処理する。

（一）一つの医療機関が責任を負担する場合、当該医療機関所在地の賠償基準に基づき算定する。

（二）二つ以上の医療機関が共に責任を負担する場合、賠償基準の高い医療機関所在地の基準に基づき算定することができる。

第二十五条 患者が死亡した後、その近親者が医療損害賠償を請求するときは、本解釈を適用する。患者の医療費、葬儀費用などの合理的な費用を支払った者が当該費用の賠償を請求するときは、本解釈を適用する。

本解釈という医療製品には医薬品、消毒薬剤、医療機器などが含まれる。

第二十六条 当院が以前に公布した司法解釈と本解釈とが一致しないときは、本解釈を基準とする。

本解釈施行後に最終審が未了の事件は、本解釈を適用する。本解釈施行前に最終審が既に終了し、当事者が再審を申し立てた事件又は裁判監督手続に基づき再審が決定された事件は、本解釈を適用しない。

追記 本稿作成にあたり、アジア医療法制研究会（大阪弁護士会）の石川寛俊弁護士、塩野隆史弁護士、小山優子弁護士および上村裕是弁護士から多くのご教示を得た。ここに記して謝意を表したい。

また、本稿の一部は、日東学術振興財団および JSPS 科研費 JP15K03077 の助成を受けたものである。



